

仕様書

令和7年12月22日
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課

1 件名

京都市百々児童館の移転に係る荷物運搬

2 履行期間

令和8年3月28日（土）とする。

ただし、3月28日（土）に実施することが困難である場合、3月25日（水）から
3月27日（金）も可とする。

3 履行場所（別紙1を参照）

(1) 搬出元

京都市百々児童館

〒607-8302 京都市山科区西野山欠ノ上町65-10

(2) 搬入先

京都市立百々小学校 東校舎1階

〒607-8325 京都市山科区川田土仏26

4 対象物品（別紙2を参照）

No	物品名	個数	寸法(cm)	備考
			幅×奥行×高さ	
1	本棚	1	90×30×90	
2	折り紙棚	1	55×15×40	
3	画用紙棚	1	60×45×90	
4	ホワイトボード	1	180×90×8	
5	空気清浄機	1	45×9×45	
6	時計	1	28×6×28	
7	タイマー	1	30×5×30	
8	オーブンレンジ	1	50×42×35	
9	食器乾燥機	1	45×30×55	
10	ウォータータンク	1	25×30×35	
11	食器棚	1	100×40×210	
12	ゴミ箱	2	35×42×65	
13	ノートパソコンラック	1	50×50×40	
14	職員用ロッカー3連	1	90×50×180	
15	職員用ロッカー2連	1	60×50×180	

No	物品名	個数	寸法 (cm)	備考
			幅×奥行×高さ	
16	レタークース	1	30×35×60	
17	金庫	1	48×42×38	
18	ケース	1	18×40×75	
19	きすまた	2	45×3×190	
20	掃除機①	1	30×30×100	
21	掃除機②	1	25×15×100	
22	共有フォルダ保管庫	1	31×38×37	
23	ホワイトボード	1	120×11×90	写真なし
24	事務椅子	5	60×60×85	
25	書庫①	1	90×50×90	
26	書庫②	2	90×40×75	
27	書庫③	1	80×40×40	
28	複合機	1	60×70×115	
29	オニム台	1	70×5×70	「オニム」という競技で使用する台
30	加湿器	3	27×70×26	
31	衣装ケース	12	40×55×35	法被・おもちゃ等
32	大型ブロック	-	150×80×50	
33	ロッカー	1	90×41×39	
34	かご	12	33×47×17	重ねるとコンパクトになる
35	テレビ	1	87×25×55	写真なし
36	スチール棚	1	58×38×170	
37	スクリーン	1	12×12×183	
38	つい立て	3	140×4×75	
39	マット	12	103×103×2	
40	卓球台	1	152×70×157	
41	掃除機③	1	37×40×40	
42	長机①	2	180×45×10	写真なし
43	紙芝居棚	3	40×40×37	
44	長机②	7	180×45×10	
45	タープテント	2	120×25×22	
46	ポール	1	12×17×165	
47	パイプ椅子	21	45×7×50	
48	ポール台	10	36×36×18	全て重ねた場合、36×36×130
49	ホットプレート	1	50×21×48	
50	学童机	45	90×45×8	写真なし
51	段ボール	100	45×35×30	写真なし。数は概算

5 実施日

- ・ 運搬可能期間は、令和8年3月28日（土）とする。ただし、3月28日（土）に実施することが困難である場合、3月25日（水）から3月27日（金）も可とする。なお、作業時間については、原則として午前9時から午後5時までの間とする。
- ・ 運搬日時の設定に当たっては、搬出元及び搬入先に搬出入の可否の確認を行う必要があるため、事前に担当課へ作業候補日を連絡すること。

6 作業内容

(1) 現地調査等

- ・ 搬出入の動線確認や養生敷設箇所の事前確認等、現地調査が必要となる場合は、事前に担当課へ連絡のうえ行うこと。
- ・ 運搬を行う前に担当課と協議、調整等を行い、本業務を円滑に進めること。

(2) 運搬等

ア 事故防止措置

運搬する際に搬出元及び搬入先の施設を保護するため、搬出入口、通路、その他損傷の恐れがある部分について、必要に応じて養生を行うなどし、施設、通路、対象物品その他の物品等に破損や汚損などのないよう十分に留意しながら慎重に運搬すること。

イ 運搬に伴う対象物の解体及び組み立て

対象物品の運搬に伴い、解体や組み立てを行う必要がある物品は、破損などのないよう留意のうえ、作業を行うこと。

7 担当課

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課（担当：上林、山下）

（電話：075-222-3987、FAX：075-251-2322）

8 備考

- ・ 仕様書に記載のない事項及びその他詳細については担当課と協議のうえ決定すること。
- ・ 搬出元及び搬入先の周辺通路の幅員等について確認し、使用する作業車等を選択すること。なお、搬出元は神社敷地内に立地しており、参道には鳥居が設置されているため、留意すること。
※ 鳥居の寸法は、内法幅が約2.3m、内法高さが約2.6mであるが、確実に運搬ができるよう、現地調査を行う等、注意して作業車を選択すること。

9 その他

- ・ 京都市競争入札参加有資格者のみ参加できる。
- ・ 作業完了後、速やかに完了届を提出すること。

運搬経路図



運搬車の出入りは東門で行う。

参道入り口

2



4



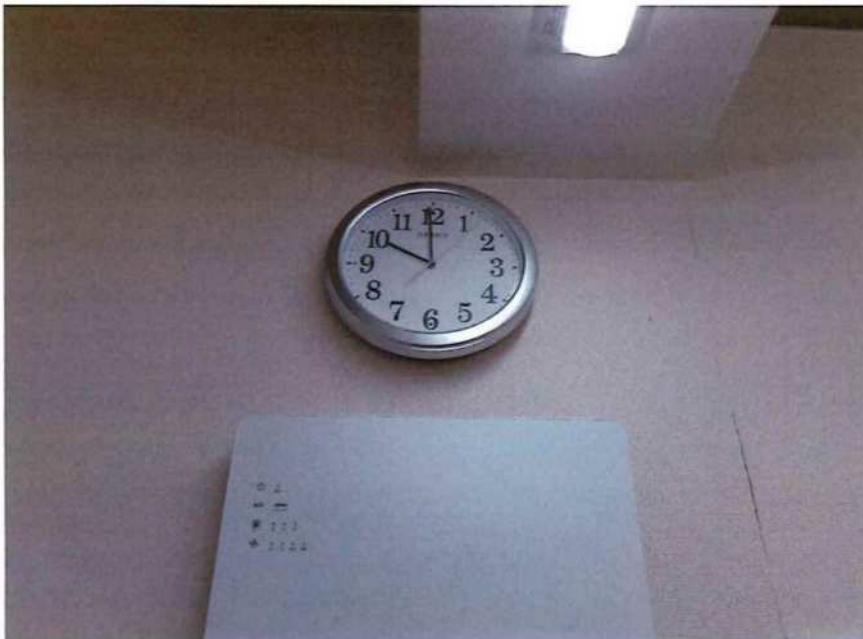
1



3



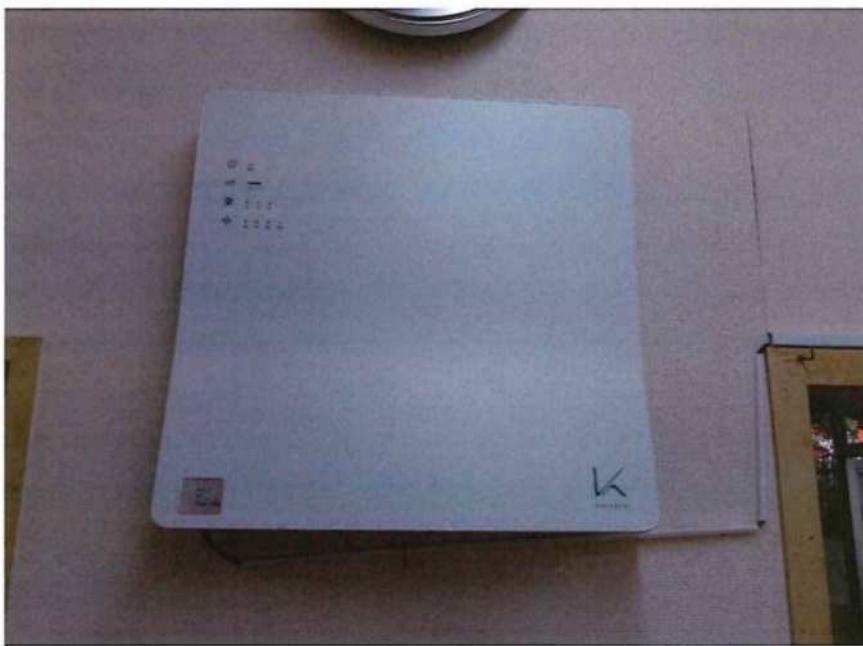
6



8



5



7



10



12



9



11



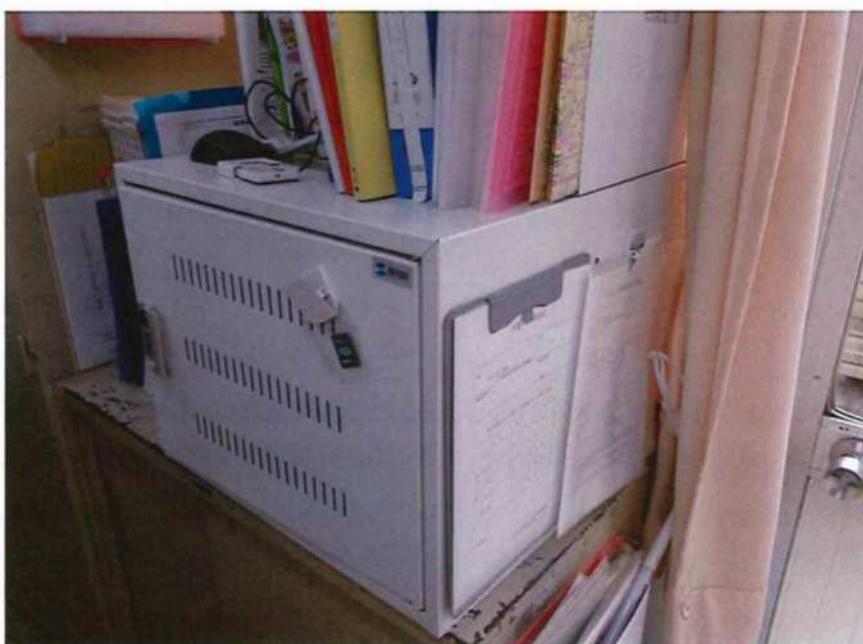
14



16



13



15



18

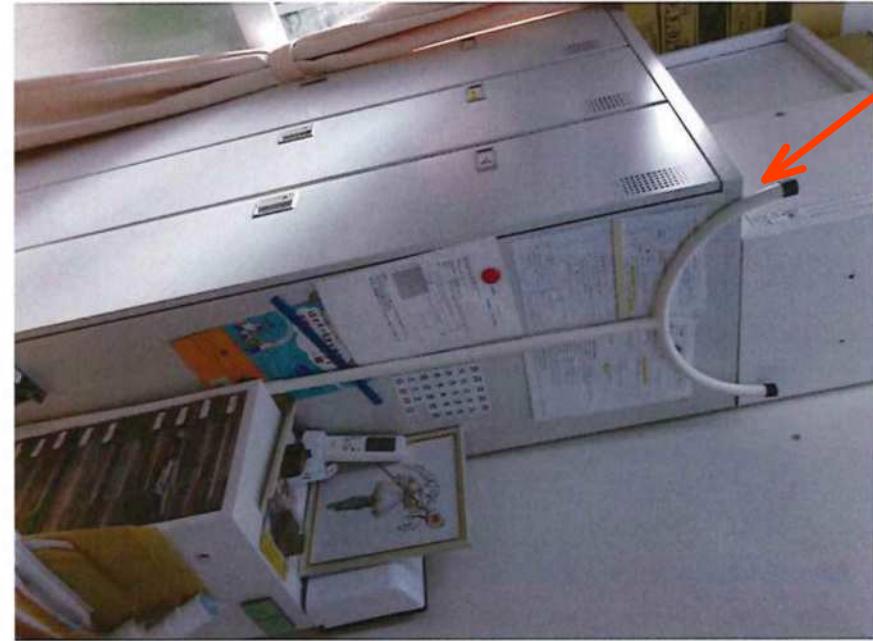


17



21

20



19

22



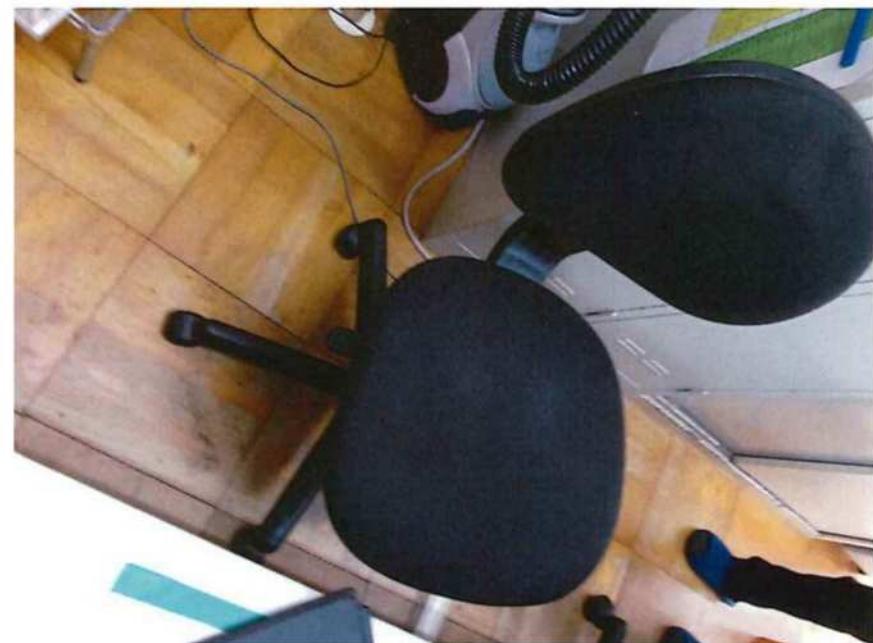
25



26

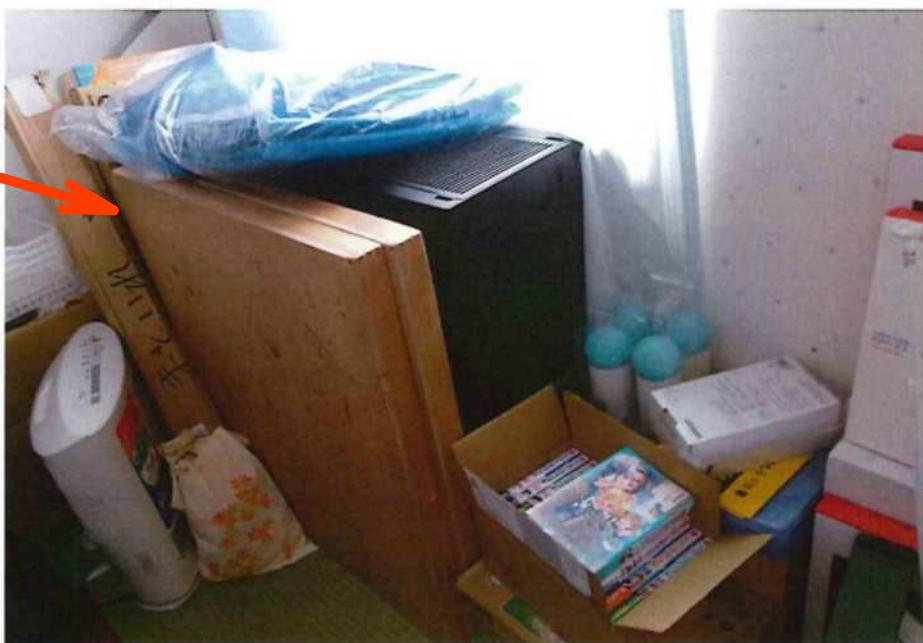


24





27



29



28

3 0



3 2



3 3



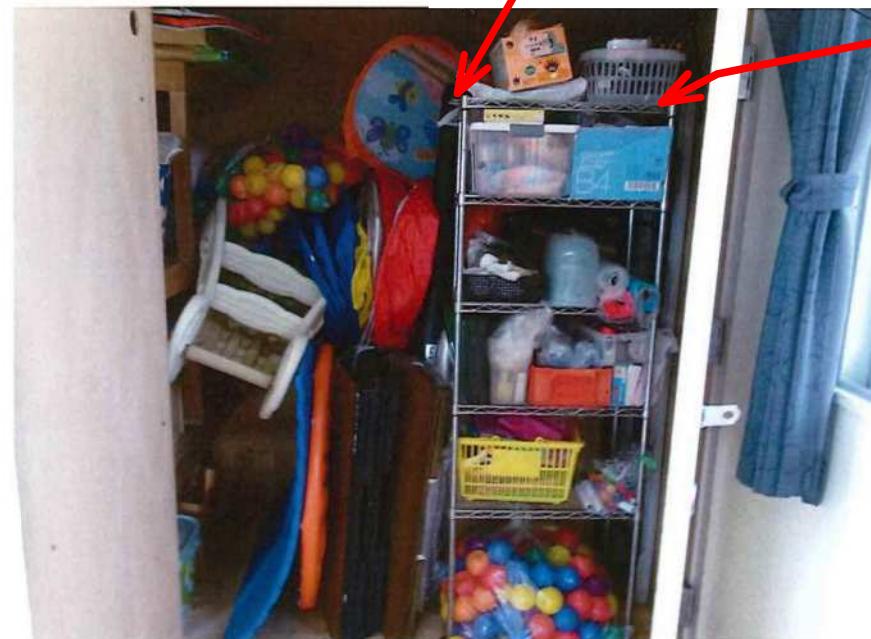
3 1



3 4



3 7
3 6



3 8



3 9



4 1

4 3



4 0



4 5



4 4



4 6

4 9



4 8



4 7